

副本

令和2年(ヨ)第35号

債権者 山口裕子 外6名

債務者 四国電力株式会社

令和2年9月18日

回 答 書

広島地方裁判所民事第4部 御中

債務者訴訟代理人弁護士

田 代



同弁護士

松 繁



同弁護士

川 本 賢



同弁護士

水 野 絵 里 奈



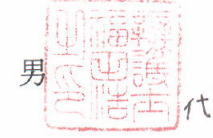
同弁護士

福 田



同弁護士

井 家 武



本件発電所の基準地震動の位置付けについて釈明を求める債権者らの2020年9月8日付け求釈明申立書に対し、債務者は以下のとおり回答する。

1 答弁書「申立ての理由に対する認否」第7の1(1)(282頁以下)で述べたとおり、原子炉等規制法は、最新の科学的、専門技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した安全性の確保を求めているところ、地震についての安全性を確保するとは、最新の科学的、専門技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の地震に対する安全性を確保することである。

そして、「合理的に予測される規模の地震」とは、最も起こりそうな平均的なレベル、すなわち、それを上回ることも十分想定されるレベルの地震ではなく、答弁書「申立ての理由に対する認否」第7の1(1)(282頁以下)で述べたとおり、本件発電所の自然的立地条件に照らして、科学的・専門技術的見地から十分に保守的な想定を行い（自然科学の不確実性を踏まえた上で、その点を保守的に考慮し）、それを超えるようなレベルの地震が生じることは合理的には考え難いレベルの地震である。

なお、この点については、先行第一事件抗告審決定も、

- ・「「基準地震動」・・・は、・・・「最新の科学的、専門技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害」に該当するかどうかという観点から想定されるべき」（乙154（184頁））
- ・「・・・重大事故対策の強化がなされたことにより、「最新の科学的、専門技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害」を超える規模の自然災害によって生じるリスクは社会通念上無視しうる程度に軽減されるというのが改正後の原子炉等規制法及びこれを踏まえた新規制基準の趣旨と解される」（乙154（183頁））